



2026 年 10 月 13 日

TSUBASA-AMLセンター株式会社による AML／CFT対策共同化事業の拡大について ～東邦銀行から新たに業務を受託～

千葉銀行（頭取 米本 努）は、グループ会社のTSUBASA-AMLセンター株式会社（代表取締役 植田 健介、以下「AMLセンター」）が、2026 年 10 月 13 日（火）より、東邦銀行（頭取 佐藤 稔）からマネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止（以下「AML／CFT」）対策業務を新たに受託し、共同化事業を拡大しますので、お知らせします。

AMLセンターでは、2025 年 4 月以降、当行、第四北越銀行（頭取 殖栗 道郎）、中国銀行（頭取 加藤 貞則）および北洋銀行（頭取 津山 博恒）からAML／CFT対策業務を受託し、疑わしい取引の検証・届出を中心に、4 行の業務を集中処理しています。^{※1}

取引モニタリングでは、システムによる検知条件（シナリオ）について、最新の犯罪手口を踏まえた企画・設計から、複数条件によるシミュレーション、効果検証までをAMLセンターが一元的に実施し、共通化を進めています。これにより、各行の業務負担を軽減しながら、有効性と説明性の高い取引モニタリング態勢を構築しています。

また、不正取引の検知にAIを活用し、シナリオによる検知と相互に補完することで、各行が持つ知見とAI技術の相乗効果を高めています。

こうした実績を背景に、今般、東邦銀行から新たに業務を受託することとなり、AMLセンターの受託行は5行に拡大します。さらに、2027 年 3 月には群馬銀行からも業務を受託し、受託行を6行に拡大する予定です。

AMLセンターでは、今後も、TSUBASAアライアンス参加行^{※2}が持ち寄る高度な知見と先進的な金融ITソリューションを融合し、共同化事業の拡大を通じて、AML／CFT対策のさらなる高度化・効率化を図ってまいります。犯罪利用が疑われる取引の的確な検知と迅速な対応を実現し、お客さまが安心して金融サービスをご利用いただける環境を整備することで、地域社会の健全な発展に貢献してまいります。

※1 T S U B A S A - A M L センター株式会社によるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止対策の共同化事業の開始について (https://www.chibabank.co.jp/news/news20250401_02_001)

※2 千葉銀行、第四北越銀行、中国銀行、伊予銀行、東邦銀行、北洋銀行、武蔵野銀行、滋賀銀行、琉球銀行、群馬銀行の10行が参加する地銀広域連携の枠組み (URL: <https://tsubasa-al.co.jp>)

【ご参考】TSUBASAアライアンスの紹介動画

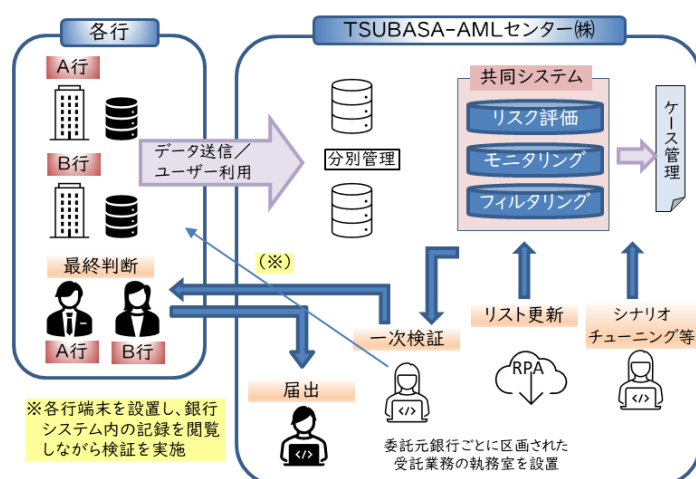


URL: <https://youtu.be/WzYPOfn-SFc>

本動画ではTSUBASA共同事務センター構想のほか、基幹系システム共同化、シンジケートローン、スマートフォンアプリ、TSUBASA Smileを紹介しています。

以 上

【共同化事業の概要】



取引モニタリング

・システム検知した取引の一次検証を集中処理

疑わしい取引の届出

・各行で届出要と判断した取引を届出

フィルタリング

・制裁対象者等の各種リストを最新のものに更新

顧客リスク評価

・TSUBASAリスク評価に合わせた評価モデルの企画・運用

有効性検証

・取引モニタリングシナリオのチューニング
・AMLシステム連携データの整合性について定期検証
・AMLシステム処理結果のサンプルチェック

【TSUBASA-AMLセンター株式会社の概要】

商 号	TSUBASA-AMLセンター株式会社
所 在 地	千葉県千葉市美浜区中瀬2-6-1 ワールドビジネスガーデンマリブイースト19階
代 表 者	植田 健介
資 本 金	9,000 万円（別途、資本準備金 9,000 万円）
出 資 比 率	千葉銀行 47.2%、野村総合研究所 17.8%、第四北越銀行 13.3%、中国銀行 13.3%、北洋銀行 2.8%、東邦銀行 2.8%、群馬銀行 2.8%
業 務 内 容	AML／CFT対策の共同運営（為替取引分析業）
設 立 日	2023 年 11 月 1 日（水）